

埼玉県受動喫煙防止条例の概要

○ 制定の目的

望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現

○ 責務

県、県民、保護者、事業者に受動喫煙防止対策に係る責務を規定

○ 既存特定飲食提供施設(1)の規制

	健康増進法	埼玉県受動喫煙防止条例
規制内容	喫煙可能室の設置可 (設置した場合は、法に基づく届出を行う)	喫煙可能室の設置不可。ただし、以下の場合は設置可。 (設置した場合は、条例に基づく届出を行う) (1) 従業員(同居の親族等を除く。)がいない場合 (2) 全ての従業員から書面による承諾を得た場合(2)
罰 則	50万円以下の過料	5万円以下の過料

- 1 資本金又は出資の総額が5千万円以下、客席面積100㎡以下の令和2年4月1日時点で既に営業している飲食店
- 2 従業員の承諾が必要な場合
新たに喫煙可能室を設置する場合(令和3年4月1日以前に既に喫煙可能室を設置した店舗を含む)
喫煙可能室を設置した後に、新たに従業員を雇用した場合
従業員に係る状況の報告を行う場合

○ 施行日

令和3年4月1日